

医師の記載による登園許可書の提出の必要はありませんが、症状が回復し、登園再開するときは、必ず保護者の方が下記の「新型コロナウイルス感染症治癒報告書」に必要事項を記入して、園へ提出してください。

※ただし、症状が軽快した後1日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には登園できません。